

酒田市上下水道部文書管理規程の一部を改正する企業管理規程

酒田市上下水道部文書管理規程(令和4年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

附則第3項中「管理者」を「市長(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)」に改める。

附則第4項中「管理者」を「市長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。